第1節 カナダ (Canada)

社会保障施策

年金制度に関しては、連邦政府と州政府の合意に基 づき運営されている「カナダ年金制度」について、労 働組合や州政府から給付額の拡大を望む声が近年高 まっており、連邦政府は制度拡充に向けたコンサル テーションを2015年夏に開催した。2015年10月の総選 挙を受けて就任した自由党政権は年金制度改革に前向 きな姿勢であり、今後の動きが注目される。

2015年に、児童給付制度が拡充され、新たに6~17 歳の子を持つ親にも普遍的保育手当が支給されること となった。

カナダは連邦国家であり、連邦と州(準州を含む)の 権限の配分を規定した連邦憲法によれば、基本的に保健 医療、公衆衛生、福祉等の事項は州政府の管轄と定めら れている。その一方で歴史的な経緯により連邦政府単独、 又は連邦政府と州政府が共管する分野も存在し、その代 表例として年金が含まれる。税方式の老齢所得保障制度 については連邦政府の管轄であり、拠出方式のカナダ年 金制度については連邦政府と州政府の合意に基づき運営 されているが、ケベック州においては連邦政府には関係 なく州独自のケベック年金制度を運営している。その他 児童給付や低所得者対策においても、基本は州政府の権 限と理解されているが州政府と連邦政府のプログラムが 共存している。さらに州政府が運営している保健医療や その他の福祉プログラムにおいても、連邦政府から州政 府に対して多額の財源移転が行われていることから、州 政府が独自に運営する社会保障プログラムに対して与え る連邦政府の影響は大きい。

2 社会保険制度等…

(1) 年金制度

イ 制度の概要

年金制度は三本柱で構成されている。第一の柱は連邦 政府が運営する税方式の老齢所得保障制度(Old Age Security: OAS)、第二の柱は連邦政府と州政府が共 管で運営する所得比例及び社会保険方式のカナダ年金制 度(Canada Pension Plan: CPP)(ケベック州にお いてはケベック年金制度(Quebec Pension Plan: QPP))、第三の柱は企業年金や個人年金の私的年金で ある。

口 老齢所得保障制度

目的は、主に高齢期の貧困を防止・緩和することであ り、高齢者の所得保障の基礎をなす制度である。連邦憲 法にも本制度が連邦政府の権限と規定されており、連邦 政府内では雇用・社会開発省が制度設計の役割を担い、 実際に給付を行うのは雇用・社会開発省の下に設置され ているサービス・カナダである。

老齢所得保障制度は、発足当初は連邦政府と州政府の 共同運営による公的年金制度であったが、1951年に「老 齢所得保障法 (Old Age Security Act)」の成立によ り完全に連邦政府の権限となった。同制度における給付 内容には、①老齢保障年金(OAS年金)、②補足所得保 障 (GIS: Guaranteed Income Supplement)、③加 給手当(Allowance)/遺族手当(Allowance for Survivor) がある。

老齢所得制度の特徴は、税制上の措置として高所得者 の高齢者はOAS年金の一部又は全額を払い戻す仕組み (払い戻し税 (Recovery Tax) 又はクローバック (clawback) と呼ばれる。) と、低所得の高齢者の所得 を補う目的で、基礎給付に上乗せされる給付金制度(補 足所得保障(GIS))を備えていることである。制度の 詳細については表2-1-12を参照。

ハ カナダ年金制度及びケベック年金制度

加入者の退職、障害、配偶者の死亡による所得喪失の 一部を代替するものである。詳細は別表を参照。

1966年に創設された本制度は基本的には賦課方式で運 営されているが、一定規模の積立金を確保し、CPP投 資委員会(CPP Investment Board)により市場で運 用が行われている。本制度は、CPP財政の持続可能性 の維持と将来の現役世代の負担に配慮した制度改正(保

険料の引上げを含む。)が適宜実施されており、保険料 率は1987年の5.85%から段階的に引き上げられ、1998年 に現在の9.9%に設定された。連邦及び州政府は3年に 1度CPPの財政状況を評価することになっているが、

2013年に公表された最新の数理報告書ではCPPは今後 75年間持続可能であることが報告されている。CPP保 険料の徴収は、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency) が行っている。

表 2-1-12 公的年金制度

表 2-1-12 公的年金制度						
名称		老齢所得保障制度(OAS:Old Age Security)	カナダ年金制度(CPP:Canada Pension Plan) (ケベックにおいてはケベック年金制度(QPP:Quebec Pension Plan)。制度及び給付はCPPとほぼ同じであり、 両者で年金の通算も行っている。)			
根拠法		老齢所得保障制度法(Old Age Security Act)	CPP: カナダ年金制度法 (Canada Pension Plan) QPP: ケベック年金制度に関する法 (Loi sur le régime de rentes du Québec)			
制度体系		補足所得保障(GIS) カナダ年金制度(CPP)/ケベック年金制度(QPP) 老齢所得保障(OAS) 払戻し税(Recovery Tax)				
運営主体		雇用・社会開発省(Employment and Social Development Canada)が制度の企画立案を行い、給付は雇用・社会開発省の下に設置されているサービス・カナダ(Service Canada)。ただし払戻し税(Recovery Tax)については財務省(Department of Finance)	CPP:連邦政府と州政府の共管。保険料の変更のような制度改正には州の3分の2以上の正式な承認、かつその賛成の諸州の人口の合計が3分の2以上でなければならない。雇用・社会開発省が制度の企画立案を行い、給付はサービスカナダ。保険料の徴収はカナダ歳入庁(Canada Revenue Agency)。 運用はCPP投資委員会(CPP Investment Board)。 QPP:ケベック州。			
被保険者資格		カナダに居住していること	カナダで働く全ての者に原則適用され、被保険者は被用者 又は自営者のうち、18歳以上70歳未満の者で年額3,500加 ドル以上の勤労所得がある者。ケベックで働く者にはQPP が適用される。 被保険者数:1,323万5千人(CPP, 2012年)。QPPは約400 万人。			
年金受給要件	支給開始年齢	65歳	65歳			
	最低加入期間	18歳到達後10年以上居住すること	1年			
	その他	年金を国外で受給する場合には18歳以降の居住期間が20年 以上であること	_			
給付水準		○OAS年金: 18歳以上にカナダに居住していた期間によって決まる。給付満額(40年以上居住していた場合): 月額564.87加ドル(2015年7月) 10年以上居住していた者に対して支払われる一部給付額:18歳以降のカナダ居住1年につき、満額の1/40。なお、支給額は四半期に一度、消費者物価指数に連動して調整が行われる。 ○払戻し税(Recovery Tax)(クローバック(clawback)とも呼ばれる): 前年の所得申告に基づいてOAS年金の月々の支給時に、払戻し必要相当額を差し引いて支給する。受給者の年間純所得(OAS年金を除く。)が71,592加ドル(所得制限額)を超えるとOAS年金を除く。)が71,592加ドル(所得制限額)を超えるとOAS年金の減額が始まり(1加ドル当たり15セント減額、116,103加ドルを超えるとOAS年金全額の支給が停止される。(額は2015年7月現在。) ○補足所得保障(GIS): 低所得の高齢者の所得を補う制度。受給可能な所得上限(OAS年金及びGISを除く)は年	被保険者の加入期間における保険料納付実績及び受給開始 年齢に基づき定められる。 65歳から受給する場合、保険料拠出対象期間(最も所得の 低い17%相当の期間(最大8年)は算定対象から除外)の 平均月額所得の25%となるようになっている。 2015年の最大額は月額1065加ドルである。平均受給額は月額618.59加ドル(2015年3月)。 なお、支給額は毎年、消費者物価指数に連動して調整が行われる。			
		17,136加ドル(単身の場合)、年22,608加ドル(世帯の場合) 給付最高額は765.93加ドル/月(単身の場合)、507.87加ドル/月(世帯の場合、受給者1人当たり) 所得2加ドルにつき1加ドルが減額される。(額は2015年7月 現在。)				

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(カナダ)]

給付水準		○加給手当 (Allowance): GIS受給者の60~64歳の配偶者に支給される。 給付最高額は1,072.74加ドル/月(額は2015年7月現在。) ○遺族手当 (Allowance for the survivor): 60~64歳の遺族に支給される。 給付最高額は1,200.98加ドル/月(額は2015年7月現在。)		
繰上及び繰下支給制度		繰上:なし 繰下:70歳まで可能 (1ヶ月につき0.6%増額)	繰上:60歳から可能(1ヶ月につき0.58%減額) 繰上:70歳まで可能(1ヶ月につき0.7%増額)	
年金受給中の就労		就労に制限はないが、所得が一定額以上の場合、上記払戻 し税の対象となり得る	2011年に繰上受給者に対する労働停止テストを廃止し、老齢年金を受給する労働者は65歳まで保険料を払うことになった。65歳以上の労働者の保険料の納入は任意。	
財源	保険料	なし	保険料を課さない下限(Years Basic Exemption: YBE、年3,500加ドル(2015年))と保険料を課す上限(Years Maximum Pensionable Earnings: YMPE、年53,600加ドル(2015年))の間の所得に対し、9.9%。被用者の場合は労使折半。QPPの保険料は10.5%(2015年)。 YMPEは平均賃金に連動することとされており、毎年見直しが行われる。	
	公費負担	全額が公費負担	なし。	
その他の給付(障害、遺族等)	障害年金	なし	65歳未満であり、老齢年金を受給しておらず、肉体的及び精神的に重大かつ長期的な障害を被った者が、障害の直前の6年間のうち4年間(35年以上の加入者は3年間)、保険料を納付していた場合に、定額部分と保険料納付実績に基づく所得比例部分からなる一定額が加入者に支払われる。	
	遺族年金	60歳~64歳の遺族には、遺族手当 (Allowance for Survivor) が支給される。 GIS受給者の60~64歳の配偶者には、配偶者手当(Allowance) が支給される。	死亡した加入者が10 年以上保険料を納付していること、あるいは、その加入期間の1/3以上(最低3年間)の期間について保険料を払っていた場合に、加入者の配偶者かコモンロー・パートナーに死亡した加入者の老齢年金の60%が支払われる。	
実績	受給者数	OAS年金 530.7万人 うち払戻し税対象者 35.3万人(うち、12.9万人が全額払 戻しと推計されている) GIS 174.6万人 配偶者手当・遺族手当 8.3万人 (2013年)	老齢年金 440.3万人 障害年金 33.0万人 遺族年金 106.8万人 (2013年)	
	支給総額	OAS年金 319.1億加ドル(払い戻し税の還付後) GIS 93.7億加ドル 配偶者手当・遺族手当 5.3億加ドル (2013年)	老齢年金 281.4億加ドル 障害年金 43.0億加ドル 遺族年金 44.7億加ドル (2013年)	
	基金残高等	税財源	2232億加ドル(2014年3月)	

二 私的年金

公的年金の給付水準が低いため、中高所得者層にとっ ては老後の重要な収入源の役割を果たしている。多様な 種類の企業年金及び個人年金に対して税制優遇の措置を 行うことで、公的年金だけでは補えない国民の個人貯蓄 や老後所得の確保を促す目的がある。登録企業年金 (Registered Pension Plan: RPP)、登録退職貯蓄年 金 (Registered Retirement Saving Plan: RRSP)、非課税貯蓄口座(Tax-Free Saving Accounts: TFSA)、プール型退職年金(Pooled Retirement Pension Plan: PRPP) がある。

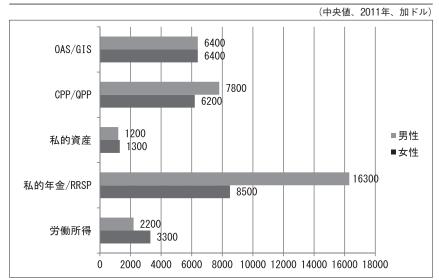
企業年金制度であるRPPは、民間部門と公務員部門 に分かれており、任意にカナダ歳入庁に登録して、事業 主、被用者が保険料を拠出する。618.5万人(2013年) が加入しており、全被用者の約37.9%(2013年)を占め ており、特に公務員部門において普及している。

RRSPは、自営業者及び被用者を対象とした税制優遇 のある個人年金である。もともとは企業年金に加入でき ない自営業者の退職後の所得を補うために制度が設けら れた。RRSPは個人が金融機関と個別にプランを設定す る。加入者数は約596万人(2013年)。

TFSAは、2009年に導入された制度である。RPPや RRSPの税制が拠出時・運用時非課税、給付時課税であ るのに対し、TFSAは拠出時課税、運用時・給付時非課 税である。

PRPPは、2012年12月、連邦政府により導入された新 しい確定拠出型の退職年金制度である。特徴として、自 営業者、被用者、事業主すべてを対象としているが、運 用や事務管理は事業主ではなく、第三者機関が担うこと で、中小企業の加入を促すことを意図している。連邦法 による規制が及ぶ労働者を除き、各州政府による立法措 置が必要である。2015年現在、ケベック州、ブリティッ

図 2-1-13 高齢者の収入源



資料出所:雇用・社会開発省、 Indicators of Well-being in Canada

シュ・コロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州、 オンタリオ州及びノバスコシア州で立法措置がとられて いる。

(2) 医療制度

イ 概要

国民医療費は対GDP比でみた場合、11.1%(2013年)に当たり、先進国の中でも比較的高い水準にある。

医療サービスは、全国民を対象に、コアとされる医療については患者の自己負担が一切なく、すべてを税財源で公的に負担するシステムとして運営されている。この制度はメディケア(Medicare)と呼ばれ、法的根拠であるカナダ保健法(Canada Health Act)により、5つの基本原則(公営、包括性、普遍性、全国的適用、平等性アクセス)を旨とされている。市民権又は永住権を有する者は全員が、州が管理運営する医療保険制度(例えばオンタリオ州においては、Ontario Health Insurance Plan: OHIP)に任意加入できることとされ、被保険者が医療サービスに対し個別の支払いをする必要はない。しかし、処方箋の代金、歯科、眼科、リハビリ、介護費等については、カナダ保健法で解釈される公的医療保険の対象とはされず、私費での支払いが原則となる。この

ため、国民医療費に占める私的財源が占める割合は約3割となっている。

病気やけがにより、収入が減少した場合には雇用保険¹から病気給付(Sickness Benefits)の給付を受けることができる。過去52週間において、雇用保険の対象となる就労を600時間以上行った者で、病気、けがのために、収入が40%以上減少した場合、2週間の待機期間後、被保険者期間の平均週間賃金の55%(上限524加ドル/週)が最大15週間給付される。

州政府は医師免許の交付や医療保険制度の運営を通じ 州内の医療サービス全般の管理を行っており、連邦政府 は医療に関する基本原則の策定及び州に対する資金援助 を通じ、州間の医療サービスの一定の均一性を確保して いる。連邦政府の権限自体は一義的には先住民や退役軍 人に対する医療サービスの提供のみに限られるが、実際 は、公的医療財源の一部を連邦政府が握っているため、 連邦政府も州政府の支出権限に一定の影響力を有する。 連邦政府は州政府がカナダ保健法に定める5つの基本原 則に従って各自の公的医療保険を運営しているか検証の 上、各州政府の財政状況に左右されずに国民が平等な医 療サービスを受けることができるよう補助額を決定す る。1966年に公的医療制度が発足した当時は、連邦政府

^{■1)} 雇用保険制度については労働施策 2(6)を参照のこと。

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(カナダ)]

と州政府が同額のコストを負担するものであったが、そ の後、1977年に制度財源調達法(Established Programs Financing) によって、医療費やその他の 社会政策のための租税移転と現金移転を組み込んだブ ロック補助金の形を取るようになって、州政府にとって は支出の柔軟性が増す一方で、連邦政府にとっては支出

医療費の負担削減につながった。ブロック補助金は、社 会福祉プログラム費と統合したカナダ医療社会福祉交付 金 (Canada Health and Social Transfer: CHST) を経て、2004年のカナダ医療補助金(Canada Health Transfer: CHT) に至り、現在これらの総額は、州政 府支出医療費(全州総計)の約3割を占める。

表 2-1-14 医療制度

概要		全国民を対象に、コアとされる医療については患者の自己負担が一切なく、すべてを税財源で公的に負担するシステムとして 運営されている。			
名称		メディケア (Medicare)			
根拠法		カナダ保健法(Canada Health Act)			
運営主体		各州			
被保険者資格		カナダ国籍を有する者、永住権資格を持つ者。移民等の場合には3か月間の待機期間がある。州によっては留学生などは加入できない場合がある。			
給付対象		被保険者資格と同様。			
給付の種類		コアとされる医療サービス(入院(薬剤費含む)、外来診療)について給付対象とされる。処方箋の代金、歯科、眼科、リハ ビリ、介護費等については、カナダ保健法で解釈される公的医療保険の対象とはされず、私費での支払いが原則となる。			
本人負担割合等		給付対象となる部分については自己負担はない。			
財源	保険料	なし。			
	公費負担	州政府の支出及び連邦政府のブロック補助金。			
実績	加入者数	3,514万人(2013年~14年)			
	支払総額	公的医療費支出 1451億加ドル (2012年)			

が明りに全事十二~427 (0010年)

(百万ドル、 医療費内訳 医療費 割合 病院 5,894.0 その他の医療保険機関 6,402.2 医師 395.2 歯科 12,086.9 眼科 3,637.2 その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 10 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1.6 歯科 790.9	表 2-1-15 部門別医療費支出の状況(2013年)					
病院 5,894.0 その他の医療保険機関 6,402.2 医師 395.2 歯科 12,086.9 思科 3,637.2 その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 10 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 21 病院 56,487.1 2 をの他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1.						
その他の医療保険機関 6,402.2 医師 395.2 歯科 12,086.9 眼科 3,637.2 その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 10 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 E 医師 31,288.1 1	医療費内訳					
医師 395.2 歯科 12,086.9 眼科 3,637.2 その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 11 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1						
版科 12,086.9 服科 3,637.2 その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 11 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1						
民間医療費 眼科 3,637.2 その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 10 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1						
その他の医療専門職 3,191.2 医薬品 21,352.6 10 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1						
医薬品 21,352.6 11 資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 1 医師 31,288.1 1	医療費					
資産・運営 5,043.8 その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 2 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 5 医師 31,288.1 1						
その他の医療サービス 3,311.1 民間医療費支出計 61,314.2 病院 56,487.1 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1.						
民間医療費支出計 61,314.2 22 病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 56 医師 31,288.1 1						
病院 56,487.1 2 その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1.						
その他の医療保険機関 15,536.6 医師 31,288.1 1.	医療費支出計					
医師 31,288.1 1.						
歯科 790.9						
公的医療費 跟科 359.8	1 医					
その他の医療専門職 708.8	加尔 貝					
医薬品 12,044.4						
資産・運営 10,125.1						
公衆衛生 11,368.1						
その他の医療サービス 9,434.5						
公的医療費支出計 148,143.4 7	公的医療費支出計					
医療費支出計 209,457.6 10	医療費支出計					

資料出所:カナダ保険情報機構 "National Health Expenditure Trends, 1975 to 2015"

注1:その他の医療保健機関には、老人介護施設等が含まれる。

注2:その他の医療専門職には、心療内科医、物理療法士等が含まれる。

注3:その他の医療サービスには、医療保健研究、医療用交通サービス、居宅ケアサービス等が含まれる。



□ 医療提供体制

医師は、家庭医(ホームドクター)と専門医に分かれており、前者は基礎医療を通じ重・軽度の患者を振り分ける役割を果たしている。家庭医を確保できない患者は、予約なしでも基礎的診療が受けられるウォークイン・クリニックを一時的に利用する。ウォークイン・クリニックとホームドクターの間には医師資格や診療技術上の違いはなく、事前診療予約の有無のみである。州政府が運営するコミュニティーセンター(オンタリオ州においては55拠点)は、臨床医、歯科医、看護師、ソーシャルワーカー等を置き高齢者や移民、医療機関へのアクセスに困難を有する者(公的医療制度未加入者含む。)等への医療関連サービスを目的とした公的医療機関である。

一般的な医師免許取得のコア要件は、①大学教育後の医学校(medical school)の修了、②国家試験への合格、③医学校修了後の臨床研修(postgraduate training)、④専門医の資格認定である。医師免許の交付は州政府の所管であり、例えば、オンタリオ州においては、オンタリオ州医師協会(The College of Physicians and Surgeons of Ontario)が医師免許の登録を行っている。2014年の医師の総数は約8万人、人口千人当たり2.2人であるが、その約4分の1である約2万人が外国で医学教育を受けた外国人医師である。国別では南アフリカ、英国、インド、アイルランド、エジプト等である。

公的医療制度における公的病院(Public Hospital)は州政府により運営されているが、開業医については、個別に州政府と契約し、出来高払い制等により直接州政府からの報酬の支払いを受ける。州政府の公的医療制度下にない私的病院については、各州で定義や規制が異なるものの、一般により迅速な医療アクセスを望む患者等における需要が高い。

表 2-1-16 各州における医療費支出の状況(2013年)

(百万加ドル、加ドル、%)

М	医療費総 支出	1人当たり 医療費	GDP比
ニューファンドランド&ラブラドール州	3,605.4	6,826	10.1
プリンスエドワードアイランド州	921.2	6,331	15.9
ノバスコシア州	5,956.0	6,317	15.2
ニューブランズウィック州	4,625.9	6,122	14.5
ケベック州	45,004.9	5,519	12.4
オンタリオ州	79,633.7	5,877	11.4
マニトバ州	8,484.8	6,705	13.8
サスカチュワン州	7,186.0	6,496	8.6
アルバータ州	26,774.3	6,682	7.9
ブリティッシュ・コロンビア州	25,898.8	5,652	11.3
ユーコン準州	343.4	9,443	13.5
北西準州	535.7	12,219	12.1
ヌナブト準州	487.6	13,760	19.9
カナダ	209,457.6	5,958	11.1

資料出所:カナダ保険情報機構 "National Health Expenditure Trends, 1975 to 2015"

3 公衆衛生施策…………

(1) 概要

イ 行政機関

公衆衛生指標の改善に関連する国民の健康増進、サーベイランスやワクチン接種を含む感染症や疾病予防対策、健康危機管理については、保健省の下に設置されている公衆衛生庁(Public Health Agency of Canada)が連邦政府レベルでの役割を担い、連邦憲法に規定された権限の執行を行う州政府と緊密に連携する。公衆衛生庁は、高齢社会化や生活環境や習慣の変化に伴う新たな公衆衛生対策の必要性や2003年に世界規模で発生したSARS(重症急性呼吸器症候群)対応で問題となった健康危機管理体制の改善を目的として2004年に設置された。

ロ 感染症及び疾病対策

感染症及び疾病のサーベイランスについては、インフルエンザ(Flu Watch)等の感染症に関連した各種プログラムのほか、周産期疾患や乳幼児疾患等に関するプログラムについては公衆衛生庁が、州政府が運営する病院や地域保健サービスと連携することで、リアルタイムに近い動向把握を図り、公衆衛生庁や州政府の公衆衛生施策方針の作成基盤となっている。

予防接種行政は州政府の権限であるものの、公衆衛生 庁によるガイドライン (Canadian Immunization Guide)

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 (カナダ)]

に基づき各州の接種プログラムの平準化が図られてい る。例えば、オンタリオ州においては、義務接種(ジフ テリア、破傷風、ポリオ、麻疹、おたふくかぜ、風疹) 及び勧奨接種(B型肝炎、髄膜炎菌、HPV、百日咳、 ヘモフィルスインフルエンザb型菌、肺炎球菌、ロタウ イルス、水痘、インフルエンザ)に指定された各種接種 プログラムが全額公費により州民に提供されている。ま た、新型インフルエンザに対しては連邦政府と州政府の 共管によるCanadian Pandemic Influenza Planに基 づき危機管理体制が構築されている。

八 健康増進

カナダ人の出生時平均寿命は男性が80歳、女性が84歳 であり(2013年)、これは隣国の米国よりも欧州の先進 国のデータに近い。しかしながら、老若男女を問わず、 肥満、高血圧、糖尿病等の生活習慣病に関する指標の悪 化が進んでおり、公衆衛生庁と州政府や民間セクターと の連携による地域や人口動態毎の健康増進プログラム (multi-sectoral partnership projects) が数多く立 ち上がっている(2014年のプログラム総額は約2千万加 ドル)。公衆衛生庁では、健康度調整平均寿命(Health Adjusted Life Expectancy) を指標値として、全体 的な公衆衛生施策の評価を行っており、2000/2002年は 男性67.5歳、女性69.9歳であったものが、2005/2007年に は男性68.9歳、女性71.2歳となり健康増進プログラムに 一定の効果があったと評価している。

喫煙・たばこ対策については、連邦保健省のもとで表 示等の若者を中心とした健康保護施策が行われており、 2011年には、喫煙抑制を促す警告性の強い画像が製品包 装の大部分を占めることを製造販売者に義務づける対策 強化を行った。

ニ 先住民に対する医療・公衆衛生対策

基本的に連邦政府の所掌であり、一般州民への医療 サービスを提供する州政府との連携が行われている。広 大な国土にあって、北方地域等の僻地に多く居住してい る先住民は、公衆衛生、医療環境について、他の国民か ら遅れをとっており、その結果、公衆衛生指標において も国民平均よりも悪い状況を示している。また、高い自 殺率やメンタルヘルスの異常、薬物の乱用に関する問題

についても先住民が置かれる厳しい社会、公衆衛生環境 を反映している。

このような状況を改善するために、連邦政府は、保健 省内に先住民への健康医療サービスの提供に特化した部 局を設けるとともに、行動計画(The First Nations and Inuit Health Branch Strategic Plan) に沿った 取組が行われている。連邦政府のプログラムにより、医 学的に必要な医療サービスの無料提供のほか、一般の州 民であれば各自で負担しなければならない歯科や医薬品 等についても無料での提供が行われている。

(2) 薬事

医薬品が販売されるためには、まず連邦保健省による 安全性審査に合格する必要がある。続いて、政府系融資 を受けた非営利独立機関であるCanadian Agency for Drugs and Technologies in Healthによる共通医薬 品審査 (Common Drug Review: CDR) を受ける。 CDRは有効性とコストの費用対効果を評価して、結果 を州政府へ勧告する。抗がん剤についてもほぼ同様に力 ナダ抗がん剤審査 (Pan-Canadian Oncology Drug Review)がある。さらに州レベルにおいては、各州専 門委員会において、薬の有効性や州政府医療費予算等か ら総合的に審査され、CDRの勧告が保険償還リスト入 りに大きく影響する。

(3) 食品安全

食品安全行政は、製造・販売される食品が州境を越え るか否かにより食品及び食品取扱い施設に対する連邦政 府と州政府の管轄が決まる。つまり、同一州内のみで製 造、流通、販売される食品は当該州政府の所管であり、 これにはレストランや食品販売店の衛生監視などが含ま れる。一方で、複数の州に流通して販売されるような食 品を製造する施設は連邦政府の監視下にある。連邦レベ ルの食品安全リスク管理機関である食品検査庁(Food Inspection Agency) は、リスク評価機関である連邦 保健省により策定された食品安全基準やリスク評価に 従って、国産食品や輸入食品の監視を実施している。

2008年のリステリア菌食中毒事件や、2011年の国内最 大規模の牛肉回収事件等により国内の食品安全システム に対する懸念の声が高まったことから、連邦政府は食品



安全行政の見直しを進めている。農務省の分局であった 食品検査庁を保健省に移管したのに加え、食品のトレー サビリティーの強化、悪質な違反への罰則の強化、輸入 食品の規制強化(輸入者ライセンス制度の導入)、輸出 食品の証明機能の強化等様々な食品安全施策の導入が今 後予定されている。

(4) 医療大麻

医療大麻は、医療用として患者により個人的に生産、使用される場合に限って連邦政府が個別に患者に対して許可を行う制度が2001年に導入されたが、一方で、大麻の品質管理や医療外流通等の懸念が示されていた。2014年4月、連邦政府は、個人による医療大麻の生産許可制度を廃止し、別途許可する製造・販売者による医療大麻の流通を認める制度変更を導入しようとしたが、医療大麻への十分なアクセスが損なわれるとして、患者団体等の反対のため制度施行が一時的に中断されている。

4 社会福祉制度…………

(1) 全般

連邦憲法により原則州政府の所管である。連邦政府では雇用・社会開発省が直接関与する社会福祉プログラムが一部で実施されているが、基本的には連邦政府はブロック補助金の交付により州政府が運営するプログラムを支援する。1996年に導入されたCHST(2004年に、CHT(Canada Health Transfer)とCST(Canada Social Transfer)に分離。)は、税源移譲を組み込んだ使途制限のきわめて緩やかな高等教育及び福祉サービスに向けたブロック補助金であり、州や地域の特性に応じた各種の社会福祉プログラムが展開されている。

(2) 高齢者福祉

毎年約30万人の移民を受け入れ、高齢社会化の進行が比較的緩やかであるカナダにおいても、ベイビー・ブーマー(1946年~1965年生まれ)の世代が65歳以上に達するに従って、高齢化は急激に進んでおり、2015年には初めて65歳以上の人口が0~14歳以下の子供の人口を上回った。65歳以上の高齢者人口の比率は今後も増加が見込まれ、2015年現在の16.1%から、2024年には20.1%に達すると予測されている。

高齢者医療及び福祉についても州政府の所管である一 方で、高齢者が利用する施設収容型継続ケアにおける病 院と居住型ケア (nursing homes, long-term care facilities, personal care homes) の役割や分担に関 する連邦レベルでの統一した基準は存在せず、また、高 齢者介護に係る公的医療保険の対象も限られているのが 現状である。つまり、基本的に居住型ケアにおいて提供 される部屋、食事、保健サービス、薬剤投与管理や慢性 疾患へのケアについては、カナダ保健法で規定しない各 州の独自の基準に従い、入居者の自己負担額も各州によ り異なる。2015年現在、全国(ケベック州を除く)で65 歳以上の高齢者のうち188.463人が居住型ケア施設に入 所しており、その半数以上の107,902人がオンタリオ州 となっている。在宅ケアについては、在宅ケアの充実が 求められているものの、カナダ保健法による公的医療保 険制度の範疇ではなく、さらに高齢者の在宅ケアのほと んどは家族や近隣の友人(informal caregivers)によっ て担われているのが現状である。そのため、近年連邦政 府は、給付金や減税等家族介護者の労働負担や経済負担 を軽減する施策の強化に取り組んでおり、代表的な制度 として、雇用保険制度の1メニューである看護給付 (Compassionate Care Benefits) がある(詳細は、 労働施策 2(6)を参照のこと。)。

(3) 障害者福祉

各州政府による独自のプログラムのほか、連邦政府においては、CPP障害年金等による個人の所得支援に加えて、障害者のための公共施設アクセス改善を促進するプログラム(Enabling Accessibility Fund)及び障害者の社会進出を促進するプログラム(Disability Component of the Social Development Partnerships Program)を通じたコミュニティーレベルでの資金援助を展開している。

1998年に開催された連邦・州政府社会福祉サービス担当大臣会議にて「障害者に対するカナダの取組(In UNISON: A Canadian Approach to Disability Issues)」が発表され、その中では障害者が社会の受給者(recipients)から参加者(participants)に加わっていくために必要な均衡の取れた所得援助と就労支援の充実が求められていることから、連邦及び州政府の各種

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(カナダ)]

プログラムは、この方向性に沿って運営されている。

州政府が提供する社会扶助プログラムの一例であるオ ンタリオ障害者支援プログラム(Ontario Disability Support Program) は、障害を持つ者への経済的援助 と障害者の雇用を促進・維持する就労支援を併せ持つ制 度である。申請給付額は申請者の障害の程度、家族構成、 世帯所得等より算定される。就労支援は16歳以上が対象 であり、支援の内容には職業訓練、就職のためのプラン 作成、求職や訓練中の通勤費用が含まれる。

(4) 児童給付

児童に対する給付及び所得維持制度には連邦政府及び 州政府が実施する制度が複数あり、これらの制度は当時 の社会的な要請を踏まえた組み合わせを経て現在に至る が、その根幹には政府の垣根を超えて、児童の養育に関 する社会的責任を果たす姿勢が認められる。現在は、給 付制度として、普遍的保育手当 (Universal Child Care Benefit: UCCB)、個人所得税の還付型税額控除 の形を取る給付制度であるカナダ児童税給付(Canada Child Tax Benefit: CCTB) があり、非環付型税額控 除としての児童扶養控除(Child Care Expense Deduction) が存在する。連邦政府により運営が行わ れているこれらの制度に加えて、州政府が還付型税額控 除等の独自の児童扶養支援を行っている場合がある。

UCCBは、2006年の予算執行法により導入されたが、 児童養育のための普遍的な給付制度として1947年に導入 された家族手当の流れを汲む。従来、6歳未満の子を持 つ親に対して1人当たり月額100加ドルが支給されてい たが、2015年1月より制度が拡充され、6歳未満の支給 額が月額160加ドルに増額されるとともに、新たに6~ 17歳の子を持つ親にも月額60加ドルが支給されることと なった。運営は連邦政府機関であるカナダ歳入庁によっ て行われており、今回の制度拡大により、支給対象家族 は従来の2倍の約380万世帯になるとされている。

CCTBは、18歳以下の子を養育する親に対する個人所 得税の税額控除である。CCTBには、家庭の状況に応じ て、低所得者世帯向けの全国児童付加給付(National Child Benefit Supplement: NCBS) と障害児童給 付(Child Disability Benefit: CDB) が含まれる。 CCTBの税額控除の額は世帯所得により異なり、控除の ための所得制限がある。2015年7月から2016年6月の CCTBの基礎給付は、子1人当たり年額1.471加ドルで あり、3人目の子には103加ドルが追加加算される。給 付額は世帯所得が年間44,701加ドルを超えると減額が始 まり、その減額率は子が1人の場合は2%であり、子2 人以上の場合は4%となる。また、低所得者世帯向けの NCBSについても、子供の数に応じた給付額の調整が あり、2015年7月から2016年6月においては、1人子世 帯の場合、月額189.91加ドルが給付され、世帯収入が 26.021加ドルを超えると12.2%ずつの減額が行われる。 UCCBと同様にカナダ歳入庁が制度の運営を行ってい

(5) 社会扶助

連邦憲法により救護院の設立は州政府の所管とされて いるため、生活困窮者への社会扶助は原則州政府により 担われており、各州や地域に応じた異なった仕組みを有 しているが、概ね福祉から就労へのスムーズな移行を意 識したプログラムである。

オンタリオ州が実施する社会扶助プログラムであるオ ンタリオ・ワークス (Ontario Works) は、オンタリ オ障害者支援プログラムと同様に経済支援による生活保 護と就労を同時にサポートするプログラムとして、オン タリオ州社会福祉サービス省の下で地方自治体により実 施されている。対象者には、オンタリオ州に居住し、社 会扶助を受給する一方で、州政府が提供する職業訓練や 雇用プログラムに参加することが義務づけられる。給付 額は申請者の家族構成や所得等より算定されるととも に、対象者は同時に公的医療保険の対象外である医薬品、 歯科診療費等についても援助を受けることができる。 2014年9月現在、州内の246,880世帯が受給し、その内 訳は単身世帯が147.324世帯、ひとり親世帯が74.771世 帯、その他が24.785世帯となっており、近年は単身世帯 の受給者の割合の増加が明らかとなっている。

一方、連邦政府によるワーキングプア・生活困窮者向 けプログラムには、カナダ歳入庁への個人所得税の申告 に連動したプログラムとして、19歳以上の勤労者等で所 得が一定額に満たない個人又は世帯への手当である勤労 者手当(Working Income Tax Benefit)、財貨サービ ス税 (Goods and Service tax) の逆累進制を解消す



るために、年間所得が基準額以下の個人又は世帯に対す る手当として導入されたGSTクレジット(給付付き税 額控除)がある。

近年の動き………… 5

(1) 年金制度

2012年、ハーパー前保守党政権は、当該年度の連邦予 算方針において発表した老齢所得保障制度の改正案を連 邦議会で成立させた。同改正によれば、2023年4月より、 OAS年金及びGISの受給開始年齢について現行の65歳 から67歳に段階的(2029年に終了)に引き上げることに なるが、2015年10月の総選挙により発足したトルド一新 自由党政権は選挙公約において受給開始年齢の引上げの 取りやめを掲げており、今後の動きが注目される。

CPPについては給付水準が低いことから、労働組合 や州政府から給付額の拡大を目的とした制度改正を望む 声が近年高まっている。これに対して、前保守党政権は、 CCPの給付拡大による義務的な保険料の引上げは経済 に与える影響が大きいことから、公的年金制度の拡充よ りも、中小企業主や個人にとって選択が柔軟なTFSAや PRPP等の私的年金制度の拡充により私的年金への加 入や個人貯蓄の強化を試みてきたが、2015年5月に従来 の方針を転換して、CCPの給付拡大に向けたコンサル テーションを開催する方針を表明した。ただし、連邦政 府が提案したCCPの給付拡大は任意の付加給付制度で あり、義務的な制度でないことから機能しないとの主張 もある。

いずれにしても、本件は2015年夏に開催されたコンサ ルテーションの結果も踏まえつつ、トルドー新自由党政 権が今後の取扱いについて検討していくことになると見 込まれる。新政権はCPP改革について前向きな姿勢を 示しているが、サスカチュワン州などは改革に懸念を示 しており、今後の動きが注目される。

なお、前保守党政権の対応を受けて、州独自の年金制 度の拡充を模索する動きもある。オンタリオ州では、 2015年4月、上限3.8%の保険料を労使折半するオンタ リオ州独自の年金制度を新たに設立する法律が制定さ

れ、2017年からの段階的な導入に向けて準備が進められ ている。

(2) 医療制度

公的医療保険の創設当初から増加する国民医療費を賄 うための財源をめぐっての連邦政府と州政府の緊張関係 が続いている。また、富裕州とその他の州との間で分配 補助金や医療サービス格差の問題も明らかになりつつあ る。

2003年に開催された連邦一州首相大臣会議(First Ministers' Meeting)²では、医療制度に関する10力年 計画 (2004 First Minister's Accord on Health Care Renewal)を採択し、国民の間で深刻化している病院 の待ち時間の短縮化対策を中心として、10年間で連邦補 助金を増額(年増加率6%)することが決定された。

2014年3月に10カ年計画は終期を迎えたが、連邦政府 は新たな国家計画は策定せず、公的医療保険制度を運営 する各州政府による医療費削減の工夫を促す姿勢を見せ ている。連邦補助金についても、2016年度までは年率6% を維持するが、それ以降は名目GDPと連動する算出式 に基づく補助金とすることが決定されている。

このような連邦政府の姿勢に州政府は反発する一方 で、州政府同士が連携して医療費削減に取り組む動きも 活発になっている。2012年には効率的な医療制度の提供 を目的として、全州が参加する医療制度イノベーション 作業部会が設立された。このイニシアチブの下、2014年 は医薬品の共同購入等を通じて4.9億加ドルの医薬品費 削減を達成した。その他、不必要な医療検査の精査や高 齢者医療介護の成功事例の情報共有等を通じて医療費削 減に取り組む姿勢を見せている。

^{■2)} 連邦政府首相と各州首相が集まって行われる会議で、連邦憲法上定められてはいないものの、不定期に開催されている。